令和４年度 潟上市商工会「稼げる力」応援助成金　実施要綱

令和４年６月１日
潟 上 市 商 工 会

１　目的

商工会の本来業務である個社支援によって、販路拡大や創業、事業承継などの様々なチャレンジを応援し、会員事業所の「稼げる力」を創造することを目的とする。

２　申請期限

令和５年１月３１日（水）（予算額に達した時点で終了とする。）
※対象経費支払期間：令和４年６月１日(水)～令和５年１月３１日（水）

３　助成内容

（１）新商品開発助成金

地域資源や技術を活用して新商品開発に取組んだ事業所に対して、開発費用の一部を助成する。
①対 象 者：新商品開発に取組んだ会員事業所
②助 成 額：上限１０，０００円
③必要書類：領収書等、取組の成果物又は写真

（２）販路拡大等助成金

販路拡大又は生産性向上のため、国・県等の補助金を申請した事業所に対して、自己負担経費の一部を助成する。
①対 象 者：販路拡大又は生産性向上のため、国･県等の補助金を活用した会員事業所
②助 成 額：上限１０，０００円
③必要書類：領収書等、取組の成果物又は写真、補助金申請書

（３）コロナ感染防止対策助成金

感染防止のために環境整備した事業所に対して費用の一部を助成する。
①対 象 者：全ての会員事業所
②対象経費：パーテーション、検温器、空気清浄機、エアコン(空気清浄又は換気機能付)
③対象外経費：マスク、フェイスシールド、消毒液等の消耗品
④助 成 額：上限１０，０００円
⑤必要書類：領収書等

（４）展示会・商談会出展助成金

展示会・商談会への出展における出展料や旅費、消耗品等に対して助成する。
①対 象 者：全ての会員事業所
②助 成 額：上限３０，０００円
③必要書類：領収書等、展示会・商談会のチラシ

（５）ＩＣＴ（ハードウエア）導入助成金

ＩＣＴ導入時に必要となった経費に対して助成する。
①対 象 者：全ての会員事業所
②助 成 額：上限１０，０００円
③必要書類：領収書等

（６）事業承継助成金

事業承継時に必要となった経費（登記手数料、名刺作成等）に対して助成する。

①対 象 者：令和４年４月１日以降に事業承継を行った会員事業所

②対象経費：令和４年４月１日まで遡及可能とする。

③助 成 額：上限１０，０００円

④必要書類：領収書等、履歴事項全部証明書（法人）、開廃業届（個人）

（７）創業助成金

創業時に必要となった経費（設備導入、チラシ作成等）に対して助成する。

①対 象 者：令和４年４月１日以降の創業者で会員加入した者

②対象経費：令和４年４月１日まで遡及可能とする。

③助 成 額：上限２０，０００円

④必要書類：領収書等、開業届

（８）事業継続（防災・減災）助成金

事業を継続するための防災・減災対策として、国から事業継続力強化計画の認定を受けかつ防災対策に要した経費の一部を助成する。

①対 象 者：全ての会員事業所

②助 成 金：上限１０，０００円

③必要書類：領収書等、事業継続力強化計画書

（９）資格取得・資質向上助成金

事業主及び従業員（但し、潟上市の「ワーキングスキルアップ支援補助金」の対象とならない者）が業務上必要とされる資格・技能を取得するための研修費用、受験費用等を助成する。

①対 象 者：全ての会員事業所

②助 成 金：上限１０，０００円

③必要書類：領収書等、該当者の居住地が確認できる書類（運転免許証、労働者名簿等）

(10) 共同イベント事業助成金

会員企業２社以上で実施するイベントに要する経費に対して助成する。

①対 象 者：全ての会員事業所

②助 成 額：上限２０，０００円

③必要書類：領収書等、開催チラシ

４　申請方法

（１）希望者は「事前相談シート」により、助成金の申請内容等について商工会へ事前相談を行う。※事前相談を行っていない場合は、助成金の対象とならない。

（２）「申請書」並びに必要書類（写し）を商工会へ提出する。

（３）後日商工会より、指定口座へ助成金を入金する。

５　留意事項

（１）本助成金は、１会員事業所につき年度１回の交付とする。但し、令和３年度に交付を受けた会員事業所については、令和４年度は交付の対象としない。

（２）本助成金の対象経費については、税抜額に対して助成するものとする。

（３）事業承継助成金及び創業助成金の経費は、令和４年４月１日まで遡及可能とする。

（４）本助成金について事後申請とするが、予算枠の確認や助成対象の是非も含め、商工

会へ「事前相談シート」を提出し、事前照会を必須とする。
（５）対象経費が他補助金と重複している場合は、自己負担分に対して助成する。
（６）助成内容については、事業者ニーズや必要性の高まり等に応じて、追加する場合がある。
（７）事業効果等について商工会より照会等があった場合は対応するものとする。
（８）本要綱に記載の無い事項に関しては、商工会長が判断するものとする。